事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

昭和44年 (1969年) 札幌市に設立

平成 9 年 (1997 年) 北広島市に物流センター完成 平成 13 年 (2001 年) 本社を物流センターに移転

資本金・株式(平成16年8月31日現在)

イ)資本金

300 百万円

口)発行済株式

普通株式 600,000 株 (非公開)

八)主要株主(持株比率)

三崎登86.4%粧 友 会13.6%

本社・事業所

本社・物流センター:北海道北広島市大曲工業団地

函館支店 : 北海道函館市西桔梗町 釧路支店 : 北海道釧路市星ケ浦南

旭川支店 : 北海道旭川市流通団地2条

経営者

代表取締役 三崎 登

従業員の状況

95名(平成16年6月末日現在)

企業グループ

小町屋商事(株):平成16年5月以降解散手続中

粧連インターナショナル (株): 平成16年5月以降解散手続中

グリーンショップサハリン:休眠会社

粧連インターナショナルトレーディング:休眠会社 いずれの会社も本件事業再生計画の支援対象外である。

2 事業の概要

対象事業者は、北海道内で化粧品・日用雑貨の卸売業として営業を展開している道内シェア第2位の企業である。化粧品・日用雑貨のナショナルメーカーを中心に商品を仕入れ、ドラッグストア、スーパー等道内の大手小売業を中心に販売するという幅広い顧客基盤を有し、また、対象事業者が持つ少量多品種頻度化に対応した物流・在庫管理機能は、小売店からみて重要な役割を担っている。

3 財務内容

平成16年3月期(単位:百万円)

売上高:14,196営業利益:162経常利益:159当期純利益:1,141借入金総額:6,191

4 主要債権者

北海道銀行

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、北海道内で化粧品・日用雑貨の卸売業として営業を展開し、道内シェア2位と相応のプレゼンスを確保している。

しかしながら、高度化する小売側ニーズへの対応を背景に全国卸による地場卸の再編が進行し、情報量、提案力、物流、配送システム等の格差が拡大する環境下、主に 1990 年代以降に行った海外事業の失敗に起因して過剰債務を抱えて財務的には窮境にあり、また、大手ナショナルチェーンの破綻、同業中堅業者の破綻などが相次いだことによる当社取引メーカーの与信管理が厳しくなったこと等により、自力による再建は困難な状況に陥った。

このような状況の下、対象事業者及び北海道銀行は、過剰債務を解消するとともに、スポンサーであるパルタックによる信用補完、全国卸への合流による事業強化・再構築等の実行により、早期の事業再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1)営業・マーケティング面の見直し

スポンサーであるパルタックの信用力・顧客基盤を最大限に活用した 商品調達力の向上、販路の拡大、及び原価率の低減を図る、 パルタック のオペレーション・ノウハウ及び情報システムの導入により業務効率化を 図る。

(2)物流体制の再構築と組織の再編成

物流拠点を本社に統合し、コストを削減する。また、組織の再編成により役割の明確化を目指す。

(3)設備面の見直しと遊休資産の処分

本社物流センター内の設備についてパルタック仕様に切り替え、オペレーション効率化を通じた物流コストの削減を予定している。

(4)資金調達コストの削減

営業譲渡によりパルタックの一部となることで、パルタックの信用力を 活かした資金調達が可能になる。

2 企業再編(ストラクチャー)

以下のストラクチャーを予定している。

関係金融機関による金融支援(債権放棄)の実施。

対象事業者はスポンサーであるパルタックへ営業全部の譲渡を実施。 営業譲渡後の対象事業者は清算する予定。

3 金融支援の概要

関係金融機関に約21億円の金融支援(債権放棄)を要請する。

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が2%ポイント以上、有形固定資産回転率が5%以上、及び従業員一人あたり付加価値額が6%以上、それぞれ向上することになる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることにな

る。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回ると見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の実施により、財務状態が大幅に改善する上、金融支援 後の金融債務は株式会社パルタックに承継されることから、元本返済・金 利負担能力においても問題は発生しないことが見込まれているため、リフ ァイナンスされる可能性は高いと判断される。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の遂行に伴い「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に関わる指針第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないと判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には組合が存在しないため、今後速やかに従業員代表との協議を行うことを予定している。

第5 経営者の責任

対象事業者の窮境を招いた対象事業者の経営陣については、既にその経営責任をとって代表取締役を退任し、その際役員退職金についても請求権を放棄している。

第6 株主の責任

営業譲渡後の対象事業者は速やかに清算手続をとることとなる。清算時に株主への残余財産の分配はない見込みであり、これにより株主責任は果たされることとなる。

以上